

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア中「7,773人」を「7,801人」に、「1,509人」を「1,537人」に改め、同号イ中「1,104人」を「1,109人」に改め、同号エ中「556人」を「557人」に改め、同号カ中「451人」を「448人」に改め、同条第3号ア中「296人」を「299人」に改め、同号イ中「9,788人」を「9,856人」に改め、同条第8号中「1,733人」を「1,745人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位：人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
第1条						
(1) 市長の補助機関である職員						
ア 一般部局に属する職員（イからカまでに掲げる職員を除く。）						
7,773	7,801	+28	}	児童相談所の体制強化		+40
				重点施策事業の推進に伴う増		+40
				その他業務量の増加等に伴う増		+28
				事務事業の見直し等に伴う減	▲	80
（うち福祉に関する事務所の職員）						
1,509	1,537	+28				
イ 病院局に属する職員						
1,104	1,109	+5		その他業務量の増加等に伴う増		+5
ウ 中央卸売市場に属する職員						
22	22	0				
エ 交通局に属する職員						
556	557	+1		その他業務量の増加等に伴う増		+1
オ 水道局に属する職員						
616	616	0				
カ 下水道河川局に属する職員 （下水道事業に従事する職員に限る。）						
451	448	▲ 3		事務事業の見直しに伴う減	▲	3
(2) 議会事務局の職員						
35	35	0				

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位：人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
296	299	+3			重点施策事業の推進に伴う増	+3
イ 学校に属する職員						
9,788	9,856	+68			重点施策事業の推進に伴う増	+88
					事務事業の見直し等に伴う減	▲ 20
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
20	20	0				
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,733	1,745	+12			重点施策事業の推進に伴う増	+12